有限会社 トータルりはびり りはびり学校いわて 介護相談室

重要事項説明書

1. 事業者(法人)

事業者の名称	有限会社トータルりはびり	
事業者の所在地	岩手県滝沢市巣子180-3	
法人種別	有限会社	
代表者 氏名	代表取締役 冨澤 勇貴	
電話番号	019-688-7700	

2. 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、公正・中立かつ適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保 健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じ て実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1)居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	りはびり学校いわて介護相談室	
所 在 地	岩手県滝沢市巣子180-3	
介護保険指定番号	0 3 7 1 6 0 0 5 8 6	
サービス提供地域 滝沢市		

(2)当法人の併せて実施する事業

種 類	事 業 所 名	事業所指定番号
通所介護	デイサービス りはびり学校いわて	0372101311
通所介護	デイサービス りはびり学校すご	0371600347

(3)職員体制

従業員の職種	業 務 内 容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	管理者兼務
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	管理者兼務

(4)勤務体制

平日	午前8時30分~午後5時30分	
(月)~(金)	原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く	
連絡先	090-4138-7700 (上記営業時間内のみ対応)	

(5)居宅介護支援の実施概要

事 項	備 考
課題分析およびモニタ リングの実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「居宅サービス計画ガイドライン(全社協方式)」を使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。 但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負 担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担 当 者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	りはびり学校いわて 介護相談室	
担当者	佐藤 長	
電話番号	固定:019-688-7700 携帯:090-4138-7700	
対応時間	平日:月~金 午前8時30分~午後5時30分	

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者に 事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、 検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3)サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、 改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との充分な話し合い等を実施します。また、そ の後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。

(4)苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

滝沢市役所	電話 番号	$0\ 1\ 9 - 6\ 5\ 6 - 6\ 5\ 2\ 1$ $0\ 1\ 9 - 6\ 5\ 6 - 6\ 5\ 2\ 2$
福祉部高齢者福祉課	ファックス番号	0 1 9 - 6 8 7 - 4 3 1 8
岩手県国民健康保険団体	電話 番号	0 1 9 - 6 0 4 - 6 7 0 0
連合会	ファックス番号	0 1 9 - 6 5 3 - 2 2 1 6

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

事故発生の報告

①事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告 します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ①ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を 伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管 理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法として、参集にて行 うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合もあります。
- ②ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合もあります。

9. 秘密の保持

- ①介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ②利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者 及びご家族の個人情報を用いません。

10. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報 を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業 者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定 居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく 同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具 貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。

- ・居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の 担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合に は照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を 求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス提供の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたりご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。 この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するもの とします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

- ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 有限会社トータルりはびり りはびり学校いわて介護相談室 所在地 岩手県滝沢市巣子180-3 管理者 佐藤 長

説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しま した。

 (ご利用者)

 住 所

 氏 名

 (代理人)

 住 所

 氏 名

 (続柄:

別紙1

利用料金及び居宅介護支援費 居宅介護支援費 I

居宅介護支援(i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件	要介護1・2	1086単位
	数が45未満である場合又は45以上 である場合において、45未満の部分	要介護3・4・5	1411単位
	介護支援専門員1人あたりの取扱件	要介護1・2	544単位
居宅介護支援(ii)	数が45以上である場合において、 45以上60未満の部分	要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件	要介護1・2	326単位
	数が45以上である場合において、 60以上の部分	要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援費II

居宅介護支援(i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件	要介護1・2	1086単位
	数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分	要介護3・4・5	1411単位
	介護支援専門員1人あたりの取扱件	要介護1・2	527単位
居宅介護支援(ii)	数が50以上である場合において、 50以上60未満の部分	要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員1人あたりの取扱件	要介護1・2	316単位
	数が50以上である場合において、 60以上の部分	要介護3・4・5	410単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80% 以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指 定地域密着型通所介護・指定福祉用 具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合	基本単位数の50%に減算 算定不可

同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の100分の95に 相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置未実施 減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防 止のための基準を満たさない場合	所定単位数の100分の1に相 当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の100分の1に相 当する単位数を減算 (令 和7年4月以降)

特定事業所医療介護連携加算 125単位

	算定要件
1	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険 施設との連携の回数の合計が35回以上であること
2	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15回以上算定していること ※ 令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
(3)	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅲ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療 所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算(II)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院 又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場	200単位

イ)退院・退所加算(I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に 係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法によ り一回受けていること	450単位
ロ)退院・退所加算(I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に 係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受け ていること	600単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に 係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法によ り二回受けていること	600単位
ニ)退院・退所加算(II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に 係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカ ンファレンスによること	750単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に 係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回 はカンファレンスによること	900単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席 し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生 活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医 師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上 で、居宅サービス計画等に記録した場合	50単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療 所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレン スを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を	200単位

ご利用者の費用負担が発生する場合

・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合

※諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課に 提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いたしま す。

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は 以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉 用具貸与の各サービスの利用割合

※集計期間R6/9/1~R7/2/28 (総作成数174件)

訪問介護	25.8 %
通所介護	47.1 %
地域密着型通所介護	9.7 %
福祉用具貸与	75.2 %

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉 用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	SOMPOケア	訪問介護事業所	ヘルパーステーション
	盛岡厨川訪問介護	アズール	まつなみき
	46.7%	26.7%	13.3%
通所介護	デイサービス	デイサービス	デイサービス
	りはびり学校いわて	シャンゼ	ツクイ滝沢ゆとりが丘
	31.7%	14.6%	14.6%
地域密着型通所介護	デイサービス 今が一番館 88.2%	にこにこリハビリデ イ 単子る〜む 11.8%	なし
福祉用具貸与	アルプス ビジネスクリエーショ ン 31.3%	株式会社 かんきょう 23.7%	株式会社 サンメディカル 19.8%

申請代行委任状

利用者及びその家族は、	次に定める条件にあって、	必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請	代
行を希望します。			

1	ᆄᆂᄊᄼᅼᇷᇭᇄ	i.
1	申請代行の理由	╛
1 .	一十二日1V1」Vノども口	_

利用者及びその家族等が申請書を提出することが困難な場合であって申請代行を依頼された場合

- 2. 申請代行する書類等の範囲
 - ・要介護認定更新・変更申請書
 - その他(
- 3. 申請代行を行なう期間
 - (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定 (以下「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日
 - (2) 契約満了日の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

事 業 者:有限会社トータルりはびり りはびり学校いわて介護相談室

<u>利 用 者</u>

代 理 人